

阪神土建労働組合
執行委員長 足立 司 様
阪神土建労働組合三田支部
支部長 寺村 純一 様

三田市長 森 哲



建設労働者・職人、地元零細業者の仕事確保と不況対策に関する要望書について（回答）

秋冷の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年8月27日付（8月28日受付）で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1 宝塚市や西宮市等で実施されている「住宅リフォーム助成制度」を、貴市でも創設してください。（産業政策課回答）

住宅リフォーム助成制度につきましては、従前からお答えしておりますとおり、三田市総合計画の基本計画に掲げる「良好な住まい」、「安心して健やかに生活できる居住環境をめざす」ことを目標として、「三田市わが家の耐震改修促進事業」や福祉施策に関する「三田市住宅改造助成事業」、「三田市高齢者住宅バリアフリー化助成事業」を実施しているところです。現在のところ、住宅リフォーム助成制度についての取り組みは実施しておりませんが、創業支援事業の一環として、空き店舗を活用して事業を開始する創業者を対象とした「三田市空き店舗リニューアル創業支援補助金」を創設し、市内に主たる事業所を有する者に工事を請け負わせることを利用条件とし、運用しているところです。当面はこういった制度により、経済の好循環が期待できると考えておりますのでご理解をお願い申し上げます。

2 公共工事に従事する労働者に公平な賃金、労働条件が確保出来るようにするため、兵庫県三木市等で制定されている公契約条例制定を貴市でも制定して下さい。（契約検査課回答）

三田市が業務等を発注する際に使用している契約書第1条には法令遵守が定められており、労働法規を含むすべての法令を受注者が契約の履行に際して守ることを明確化しております。その中で、具体的な賃金水準を定める方策については、最低賃金法による全国的な判断で行われるべきものと考えており、当市独自で最低賃金の上乗せ等を行う公契約条例の制定は、現在のところ考えておりません。

ただし、先述のとおり、受注者が雇用する労働者の労働条件が適正に確保されることの重要性は認識しており、国・県の動向や他都市の状況、特に制定自治体の制定後の効果等を調査し、引き続き研究を進めてまいります。

- 3 建設従事者の方が窓口に来られた際は、私達組合が母体として運営している建設国保の御紹介をお願い致します。また、国保医療課の窓口私達組合が作成したチラシを置かせて下さい。

(国保医療課回答)

国保加入等の窓口では、加入者から職種の聞き取りを行っておらず、建設従事者か判断ができないため、案内ができない状況です。また、国保医療課窓口には、建設国保の対象とならない方も多数来庁され、他の建設国保があるなか特定の建設国保のチラシの設置はできませんのでご理解をよろしくお願い申し上げます。

<問い合わせ>

経営管理部行政管理室総務課 (TEL 079-559-5035)

※回答させていただいた内容に質問等ございましたらご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。